

である。それが今回の改革の新機軸の一つであった。なお、上記の年金給付水準は粗賃金対比であるが、1973年の水準を純賃金（所得税、社会保険拠出金控除後）に対する百分率で推定すると60.5%になるという。

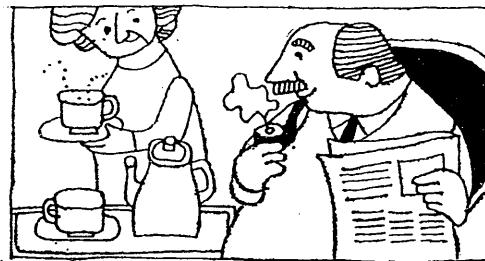
アメリカにおける 社会保険法の改正

1973年7月9日に行なわれた大統領の署名を経て、社会保険法の改正が実現された。その改正は公法93—66号に含まれている。改正の重要な柱は、現金給付の引上げ、補足的な保障所得制度の採用、および医療給付の修正などで構成されている。

まず、現金給付の引上げは、定期的に支払われる現金給付と72歳以上の老齢者に対する特殊な給付を対象としており、1974年6月から引上げられることになっている。引上げは5.9%で、この比率は1972年6月から1973年6月までの期間における消費者物価指数（C

Werner Niemeyer 'Das Sechzehnte Rentenanpassungsgesetz mit der neuen Rentenniveausicherungsklausel' *Bundesarbeitblatt*, Juli/August 1973,
その他同誌他号の諸論文参照)

（保坂哲哉 社会保障研究所）



PI の変化にもとづいて決定されている。

給付と拠出の算出基礎とされる所得の上限も、現在の年額 12,000 ドルから 1974 年には 12,600 ドルに引上げられる。また、給付の受給に評価される所得控除は、1974 年以後従来の 2,100 ドルから 2,400 ドルに増額される。

1974 年 7 月から、補足的保障所得制度 (supplementary security income—SSI) に用いられる基準が若干引上げられる。つまり、その支給基準は単身者で月額 130 ドルから 140 ドルへ、夫婦者で 195 ドルから 210 ドルとなる。

この基準引上げ以外に、SSI の制度では、州の扶助を受給している人びとを保護する改正が含まれていた。1974 年 1 月から、1973 年 12 月現在における所得水準で、同月に老齢、盲目、もしくは廃疾の公的扶助受給者として登録されていた人びとの所得を維持させるために、各州は連邦政府の保健・教育・福祉省と協約を結ばなければならないことになる。この協約により、連邦政府の補足的支払いが改正されると、同様に、州の規定も改正されることになる。

医療給付では、公的扶助による医療扶助について、資格条件、適用などの改善を行ない、受給者の保護が配慮されている。なお、上述した以外に、給付の受給者を扶養家族、とくに養子の取扱いにかんする改正も含まれていた。

Social Security Act Amended, *Social Security Bulletin*, Vol. 36, No. 9, September 1973, pp. 1—2.

（平石長久 社会保障研究所）